

議 案 第 1 2 号

松戸市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

松戸市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年9月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本市における特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、特定個人情報の開示等を実施するために必要な規定を整備等するため。

## 松戸市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「電子計算機処理に関する規制」を「収集等」に、「・第11条」を「一第11条の3」に改める。

第2条に次の4号を加える。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）

第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(10) 特定個人情報保護評価 番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。

「第2節 電子計算機処理に関する規制」を「第2節 収集等」に改める。

第6条第1項中「電子計算機処理を目的として」及び「の各号」を削り、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（利用及び提供の規制）」を付し、同条中「電子計算機処理された個人情報」を「個人情報（特定個人情報を除く。）」に、「利用目的の範囲を超えて」を「利用目的以外の目的のために」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中「当該個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、」を「人の生命、身体又は財産の保護のため」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 市の機関は、特定個人情報を取り扱う事務の利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、人の生命、身体又は財産の保護の

ために必要がある場合であつて、本人の同意があるとき又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報を取り扱う事務の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、当該特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務の利用目的以外の目的のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 市の機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第8条の見出し中「禁止」を「規制」に改め、同条中「当たつては」の次に「、法令に定めのあるときを除き」を加え、同条ただし書中「この限りではない」を「、この限りでない」に改める。

第9条中「利害」を「権利利益」に、「及ぼすものにつき」を「及ぼすおそれがあるものについて」に改める。

第10条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、同条第3項中「個人情報が」を「個人情報の記録が」に、「一に」を「いずれかに」に、「当該個人情報の記録」を「当該記録」に改め、同条第4項中「当該個人情報の記録」を「当該記録」に改める。

第11条第1項中「市の機関が保管する当該個人情報」を「この条例の規定により開示を受けた個人情報」に改め、同条第2項中「訂正の」を「規定による」に改め、第3章中同条の次に次の2条を加える。

（個人情報の利用停止等）

第11条の2 何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該市の機関に対し、当該記録の利用の停止又は消去の請求をすることができる。

(1) 第6条の規定に違反して収集されているとき。

- (2) 第7条又は第7条の2の規定に違反して目的外利用されているとき。
- (3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 何人も、この条例の規定により開示を受けた個人情報の記録が第7条又は第7条の2の規定に違反して提供されていると認められるときは、当該市の機関に対し、当該記録の提供の停止の請求をすることができる。

3 第10条第2項の規定は、前2項の請求（以下「利用停止等の請求」という。）について準用する。

（決定等）

第11条の3 市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示の請求があつた日の翌日から起算して14日以内（訂正の請求及び利用停止等の請求にあつては30日以内）に、請求に係る決定をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、開示の手続等については、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）の規定を準用する。

3 市の機関は、個人情報の記録を訂正した場合において必要があると認めるときは、当該記録の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該市の機関以外のものに限る。））に対し、速やかに通知するものとする。

第12条中「請求」の次に「並びに利用停止等の請求」を加える。

第14条中第5項を第7項とし、第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

2 審議会は、次に掲げる事項について諮問又は報告があつたときは、審議の上、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 個人情報の保管等に関すること。
- (2) 特定個人情報保護評価に関すること。

(3) 異議の申立てに関すること。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報保護制度の運用について、意見を述べることができる。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第3章中第11条の次に2条を加える改正規定（第11条の3第3項に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。